

社会福祉法人親愛会役員及び評議員の報酬基準

1. 適用職種区分・・・理事、監事、評議員

2. 報酬基準の区分・・・常勤・非常勤

3. 役員報酬の総額の範囲

社会福祉法人親愛会定款第 21 条で定めている理事及び監事の報酬の総額の範囲は、年間 1 人当たり 80,000 円とする。

4. 報酬等の額の算定方法

出席回数に応じた日額報酬

1 回 6,100 円

算定基準（方法）

(1) 1 回当たりの平均執務時間を 4 時間程度と見込み大分県の平成 30 年度最低賃金、時間額 762 円の 2 倍の額を日額報酬額とする。

(2) 基本的には

社会経済情勢、民間団体等の報酬額、当施設の職員（嘱託）の日額賃金、財政状況等を総合的に勘案し決定する。

(3) 理事、監事、評議員の業務内容はそれぞれ異なるが、責任の度合、特殊性、困難性、専門性等について格差をつけることは難しいので、報酬額は同一の額とする。

5. 支給方法

出席の都度

6. 理事長の報酬基準

実質的な執務状況や勤務日数等だけで判断し、報酬額を定めることは極めて困難で、理事長の場合は、当該法人の全般における最終的な執行責任をはじめ、管理監督責任及び対外的執行責任を負う重要な立場にあり、報酬額の決定においても、責任の度合いを最大限考慮した上で、総合的に確定した。特に責任について算定根拠や、過程を示すことは実質的にはできない。従って、理事長の報酬額は、既に理事会や評議員会で承認され、現在支給されている月額 120,000 円を踏襲する。

6.退職慰労金

○支給対象者

理事長、理事、監事、評議員

○支給割合

在職期間	理事長	理事	監事	評議員
8年以上～10年未満	1.1	1.0	1.0	0.9
10年以上～15年未満	1.2	1.1	1.1	1.0
15年以上	1.3	1.2	1.2	1.1

○算定根拠

理事長 : 退職時の月額報酬×在職年数×上記の支給割合
理事長 { 非常勤 : 退職時の日額報酬×在職年数×上記の支給割合
以外 { 常勤 : 退職時の月額本給×在職年数×上記の支給割合

・上記の在職年数の算定において12ヶ月未満の端数については、切り捨てるものとする。

・理事及び評議員の両方の前歴を有する役員等については、通算した在職年数に基づき退職時の役職を対象として退職慰労金を算定する。

・理事長が非常勤の場合は、上記支給割合に0.8を乗じて得た額とする。

・常勤理事(現行は施設長)については、在職歴10年以上で、かつ在職期間中の業務成績において当施設の永年の極めて難しい課題解決を成し遂げる等、歴史的にも後世に残る特に有益な功績を残された者に対しては、本規定を準用し、退職時に特別功労金を支給する事ができるものとする。尚、本件に関しては、理事会並びに評議員会の承認が必要となる。又、社会福祉法人親愛会定款第20条に定める役員の解任並びに同定款第6条第1項に規定する評議員の解任において、解任の決議を受けた者及び社会福祉法人親愛会職員就業規則第17条第1項第1号から第3号までに該当する場合は、退職慰労金は支給しないものとする。

(適用)

施行後最初の定時評議員会の終結時(平成29年6月27日)から適用する。

附則

この基準は公布の日から施行し平成30年1月1日から適用する。

附則

この基準は公布の日から施行する。